

令和7年度 第4回 名古屋市環境影響評価審査会
会議録

1 開催日時

令和7年12月15日（月）午前10時30分～午前11時30分

2 開催場所

大会議室（東庁舎5階）

3 出席者

(1) 審査委員（五十音順、敬称略）

石井 仁（名城大学教授）
上田 紗也子（名古屋大学特任助教）
岡田 恭明（名城大学教授）
岡村 聖（名古屋産業大学教授）
片山 直美（名古屋葵大学教授）
黒澤 浩（南山大学教授）
小林 健太郎（名城大学准教授）
齋藤 仁（名古屋大学准教授）
谷川 彩月（人間環境大学講師）
富田 啓介（里山湿地研究所代表）
夏目 知道（愛知県立芸術大学准教授）
西野 隆典（名城大学教授）
針貝 綾（名古屋市立大学教授）
増田 理子（名古屋工業大学教授）
松宮 弘明（名古屋大学准教授）
横田 久里子（豊橋技術科学大学准教授）

計16名

(3) 事業者（尾張旭市役所、尾張東部衛生組合、八千代エンジニアリング株式会社） 7名

(4) 傍聴者 0名

4 議事及び意見等の要旨

事務局より、今回の審査会の出席者が16名であり、審査会が成立していることを確認した。また、本日のスケジュールについて説明した。

議題 名古屋都市計画ごみ処理場（一般廃棄物処理施設）尾張東部衛生組合ごみ処理施設整備事業に係る計画段階環境配慮書について（諮問）

[会長] それでは、議題「名古屋都市計画ごみ処理場（一般廃棄物処理施設）尾張東部衛生組合ごみ処理施設整備事業に係る計画段階環境配慮書について（諮問）」の審議に入りたいと思います。

審議に入ります前に、この事業のアセス手続きに関して事務局より説明をお願いします。

[事務局] 「名古屋都市計画ごみ処理場（一般廃棄物処理施設）尾張東部衛生組合ごみ処理施設整備事業に係る計画段階環境配慮書」につきましては、ごみ焼却場として、都市計画法

の都市施設に該当することから、愛知県環境影響評価条例に基づき、事業者の尾張東部衛生組合に代わり、都市計画決定権者である尾張旭市が、都市計画の手続きに併せて環境影響評価の手続きを行うこととなっています。

環境影響評価の現在の状況につきましては、11月25日に都市計画決定権者から配慮書の送付を受けました。都市計画決定権者は、11月26日から12月25日まで配慮書を縦覧し、12月25日まで市民意見の募集を行っているところでございます。

この事業の実施想定区域は名古屋市域外の尾張旭市となりますが、事業の環境影響を受ける範囲に名古屋市が含まれているということで、この配慮書について、愛知県知事の求めに応じて、名古屋市長から環境の保全の見地からの意見を述べることとなります。

この市長意見を作成するにあたり、本審査会のご意見をお聴きしたく、委員の皆様方にご審議していただきたいと思っております。審議は2回程度を考えており、今回の審査会で審議を、次回の審査会では答申案の審議をいただきたいと思っております。よろしくお願いたします。

[会 長] それでは、議題に関しては、当審査会への諮問ということですので、事務局から諮問書の紹介をお願いします。

[事務局] (諮問書を朗読後、会長へ手交)

[会 長] ただ今、当審査会に対しまして、計画段階環境配慮書について諮問がございました。当審査会としましては、配慮書の内容についてご意見をいただき、答申をまとめていきたいと考えておりますので、よろしくお願いたします。

また、本日は配慮書についての1回目の審査会ということで、事前に事務局から提案を受け、事業者の方にお越しいただいて配慮書の内容について説明をしていただくことにしましたので、よろしくお願いたします。

[事務局] それでは、事業者の方に入室をしていただきます。しばらくお待ちください。

[事業者] (入室)

[会 長] それでは、事業者の方は、まずそれぞれ自己紹介をしていただき、それから配慮書の内容について説明をお願いします。

[事業者] (自己紹介、事業概要及び配慮書の内容について説明)

[会 長] ありがとうございます。本日は事業者にお越しいただいているせっかくの機会ですので、できるだけ多くのご意見をいただきたいと考えております。

ただ今の事業者からの説明につきまして、ご質問、ご意見等がございましたらお願いします。

[会 長] ただ今の説明につきまして、ご意見ご質問等がありますか。

[委 員] 要約書の3ページ、A案でもB案でも大きな差はなくて、どちらでもよいという趣旨のようですが、3ページの図を見ますと、計量棟がA案では2つ、B案では1つとなっています。また、A案は鉄塔を建てるとなっています。事業者の皆さんは、どちらをとろうというふうにお考えなのでしょうか。

[事業者] 現在、施設整備基本計画を別業務の中で、事務着手をしております。その中でプラントメーカーに、施設配置やメーカーアンケートを通じたご提案をいただいております。そ

れらを勘案し、今後設定していきます。現状、狭隘な敷地になりますので、A案の中央部分に配置したもの、B案の東側に配置したものの、この両案ともできる形で進めます。

[委員] 続きなのですが、今あるものを壊しながら、次作っていくっていうのを考えると、場所的にA案の方が大きく影響受けずに、新しいもの作っていいのではないかと、図だけを見ると思いました。そちらとの兼ね合いはどのようなのでしょうか。

[事業者] ご指摘いただいた通り、B案については鉄塔を移設せずに対応できる案ですが、A案の場合は中央部分に管理棟があり、その上空に高圧鉄塔の送電線が走っているため、鉄塔の移設が必要となります。そのため、事業費や運営面、技術面も含めて、プラントメーカーのご提案をいただきながら検討していきます。その業務が今年度末まで実施しておりますので、それらの結果と、今年度配慮書で行った環境面の検討結果を踏まえて、今後検討していきます。

[委員] 2つ教えていただきたいです。1つ目は計量棟って、これはラボが入っている建物で、ここでサンプリングを行うものではないという理解でよいのでしょうか。それとも、屋上などにサンプリング設備があり、大気関係のサンプルを採取する施設なのでしょう。計量棟という言葉だけではイメージができませんでした。ラボがあるだけで、サンプリングは別の場所で行い、分析だけをするのか、それとも計量棟自体にサンプリング機能があるのか教えてください。

[事業者] 現施設の方の計量棟はサンプリング等を行うものではなくて、あくまで収集車両等を持ち込みをしたときに、機械の上に乗ることで重量を測定する計量器です。

[委員] 新しい施設にしたときでもこの計量棟が意味するものは同じですか。

[事業者] 基本的にはそういう考えです。

[委員] 車が入ってきて、このぐらいの重さだからごみこのぐらい載っているなっていうのを測るっていう意味合いで、てっきり環境関係のものかと思いました。

[委員] もう1つ教えて欲しいのは、景観についてです。今回、東西南北の4ヶ所から見えますが、4ヶ所でいいのですか。4ヶ所で数値的にそんなに大差ないと言っていますが、少しずれるとまた変わってくる気がしました。先ほどのご説明で、4ヶ所で見ても全方向問題がないですよっていうような感じでしたが、その部分じゃなくて8方向とか12方向で見た場合、やっぱり何かちょっと問題があるところが出てくるのですか。

[事業者] 今回配慮書の段階なので、数百メートルぐらいの距離で、A案とB案の違いがわかる地点ということを念頭に選定しました。また、景観資源を見るとき、主要な眺望点に当たるところがあればそれは優先的に選びました。ただ、そういうところは2ヶ所しかなく、残りの2ヶ所は身近な景観と不特定多数の人が、通りかかるようなところから選びました。配慮書の段階ではこの4方向で十分と考えておりますが、今後の方法書や準備書では、もう少し範囲を広げて、もっと離れたところを主要な眺望点に加え、その眺望点から景観資源を見て、煙突等が邪魔をしないか等を検討していく予定です。

[委員] 大気質の予測についてお聞きしたいのですが、5-8ページで、煙突排ガスの諸元について書いてありますが、基本的に現状は大丈夫で予測値も問題がないということで大丈夫だと思っているのですけれども、計算において諸元で何を仮定されているかということが大事だと思います。同規模の類似事例を参考にし、ということで、具体的に何を参考にされたかというところが記載されていないので、これが観測値なのか、元々の

データが何であるかというのを、教えていただきたいというか示していただいたほうが良いと思いました。

[事業者] 今のご質問は排出濃度の諸元の設定のご質問ということでよろしいですか。

[委員] はい。

[事業者] こちらですが、こちらはまだ配慮書の段階で、施設計画がまだ構想段階ということなので、まず法規制は当然守るだろうということで、法規制以下ということを一つ考えております。排ガス量の方もですか。

[委員] はい。

[事業者] 排ガスの方は、これは同規模といいますか既設の工場や、もしくは処理能力が同規模の施設のガス量を参考にしております。ただ、過小評価をしてはいけないので、それをさらに1.2倍にガス量を増やして計算するなどの安全側を見込んでの計算としております。濃度の方は先程の内容でよろしいですか。

[委員] 濃度の方は大丈夫です。基本的に元となっているデータが具体的に何を参考にされているのかということが示されている方が客観的に見たときに、安心して理解ができると思います。

[委員] A案とB案と2つ示していただいておりますけれども、先ほどのご回答ですと、工事の内容が少し違ってくるということのようですが、工事期間とか工程に関してはどちらも同じと考えてよろしいのでしょうか。もし、ご説明が既にあったとしたら申し訳ありません。

[事業者] 工事期間については基本的に同じものと考えております。ただ、先ほどご説明させていただいた通り、今年度の業務の中で、ごみ処理施設整備基本計画を策定していきますので、プラントメーカーアンケートで、工事のおおよその期間、配置案、車両動線などをご提案いただいておりますので、今後詳細を詰めていきます。稼働目標としてはどちらの案も同時期になりますので、同じという回答になります。

[委員] そうしますと、今回の計画段階の配慮事項には入っておりませんが、車両の通行量ですとか、騒音なども若干違ってくる可能性があるということでもよろしいでしょうか。

[事業者] はいその通りです。

[委員] そうしますと次の段階でその辺りの評価も併せてお示しいただけるとよりわかりやすいかなと思いますので、よろしく申し上げます。

[委員] 要約書の5ページ目。景観のところ、ちょっと教えて欲しいことがあるのですが、圧迫感は距離と仰角で評価されていると考えてよろしいですか。

[事業者] 圧迫感は、仰角を参考にしております。ただ、全体の評価としてはフォトモンタージュの方が優先なのかと考えています。

[委員] 景観2と景観4の地点が、河川緑地の西と東になっているってことは、意図ではないのでしょうか、離れば仰角は小さくなりますよね。

[事業者] おっしゃる通りです。

[委員] これ西と東しか人は入れないのですか。その中央は。

[事業者] 中央の部分も実は入れます。ただ、川岸の方に降りてしまいますと、植生がかなり繁茂しており、川岸は水辺もほとんど見えないような環境になっております。ですので、もうちょっと高いところの視点で、市民の方がもし眺めるとしたら、一番近くてもこの辺りではないかということで東西を選びました。ですので、ちょっとその距離が違うので仰角の値が違ってしまっているところでございます。

[委員] もしそうだとしたら、そういうのもちゃんと近くてもこうだよっていうのを、書くべきではないかな。一番遠いところから望めば、仰角は小さくなりますよねって、素人目にもわかると思います。

[事業者] 地点選定に、見える見えないという辺りをもう少し示した方がいいとご意見いただきました。ありがとうございます。ただちょっとご説明しますと、景観4は、少し高台から見ておりまして下の方に歩道が見えていると思うのですが、こちらがよく市民の方が歩いているようなところなんです。こちらに降りてしまうと、今の既設の清掃工場も全然見えなくなってしまい、それはちょっと評価が難しいのではないかということで、市民の方が道路に上がったようなところで、煙突も見えて奥の方に猿投山も見えるところということで選定させていただきました。ご意見はどうもありがとうございます。参考に修正できないかと考えてみたいと思います。

[委員] 時期はいつの撮影ですか。

[事業者] 夏場です。

[委員] ということは植生が非常に繁茂している時期でフォトモンタージュを作っているってことになりますよね。ここの草木は常緑樹で、365日植生がこういう状況なのですか。

[事業者] 若干落葉があればもっと透けて見えるのではないかというご意見だと理解いたしました。

[委員] そうするのは考えなくていいのですかね。景観は。

[事業者] 配慮書につきましては、こういった夏でも代表して4ヶ所、見栄えはいいだろうということで選ばせていただいています。ただ、今後の方法書段階については、景観資源が見やすい、栄える時期ということを考えてしながら、撮影時期も考えていきたいと考えています。

[委員] なのでそういうのもちゃんとどこかに明記していただいた方がよいと思います。昨今8月にそんなところを散歩するのは、日射病になりますので、歩く人もいないかもしれませんが、住民に対してちゃんと丁寧に説明できるような資料にしてください。

[委員] A案とB案お示しいただいているところで、先ほどのごみ収集車の重さをはかる計量棟の位置が、A案では東側、B案では西側になるということで、供用開始後のごみ収集車両の動線も変わってくるかと思えます。今後の計画の段階で、例えば、B案だと1ヶ所しかないのに、繁忙期、外まで出てしまって、それが周りの環境影響を悪化させるようなこ

とにならないようにとか、またそこから出てくる騒音とかの問題なども気をつけて計画を策定いただければと思います。

また、A案については、配慮書の3-96ページにちょうど航空写真みたいのがあり、おそらくこの管理棟を壊してそこに建てるという案だと思いました。その際にわずかながら、何かが大気中に出るといふこともあろうかと思っておりますので、適切にチェックいただければと思います。

また、普段、ここに雨が降ったときは、矢田川に雨水が流れているのでしょうか。もしそうであれば、工事期間中に、粉じんなどが川の方に流れ込まないように、配慮というのにも必要になってくると思います。そういった、トータルのところでは計画をご策定いただければと思いますのでよろしくお願いいたします。

[委員] 今、川のことについてちょっと言及があったのですが、水質については説明を聞き逃しているかもしれないのですが、新設の工場棟の下の辺りに地下水等は流れていないのでしょうか。工場棟が建つことによって、その近辺の水質が変わるとか川が近くに流れていますのでそういうところに影響がある可能性はないのでしょうか。

[事業者] 地下水については、流れは当然あると理解をしております。ただ、次の方法書の段階で、この事業の地下水への影響を項目選定して、そこでご説明していくことにはなるかとは思いますが、おそらく選定されない方向になるのではないかと思います。この事業が地下水を多量にくみ上げますとか、もしくは下流側で取水している浄水場があるとか、そういったことであれば当然項目選定にはなると思っております。また方法書以降で、そのあたりはお示ししていきたいと思っております。

[委員] 既設のごみの焼却棟に対して新設ということですが、これっていつまで既設のものを利用して、切り替えになるのか。今後同時に動かして使う期間を想定して、この予測をたてられているのか教えていただきたいです。

[事業者] 既設の稼働年数については、この新設の工場の稼働目標を令和15年としておりますので、そこに向けて、現施設を稼働させながら、段階的に工事をしていくような工程になります。現施設の解体時期については現時点でまだ決まっていないというような回答になります。

[委員] こちらの予測としては2つを同時に動かした場合の予測でしょうか。

[事業者] 計算上は、新しい施設だけが稼働している状態ということで計算させていただきます。加えて、環境騒音なども、方法書以降は測定することになりますので、その環境騒音に対して、予測値が近い値であれば合成することも考えないといけません。10デシベル以上差があるといったことであれば、新設の発生源だけで予測ができるという判断になろうかと思っております。現時点ではまだ決まっておりません。

[委員] 感想プラス要望みたいな感じなのですが、聞いていて思ったのは、リスクがあるけどどうですかという質問に対して、厳しめの条件で示されて大丈夫ですとなると安心できますが、先ほどの景観の話や、最後のご質問の併用期間があるにもかかわらず、併用のところでは、厳しめの条件のところを考えないで、でも大丈夫ですって出しているという点が気になりました。やはり併用期間があるのであれば、併用しても大丈夫と示していただければと思います。

景観も、先ほど夏場の木が生い茂っている甘めの条件で出して大丈夫ですって言われるよりも、冬場の木が生い茂っていないときの厳しめの条件で出して、大丈夫ですって示していただくと安心だと思います。聞いている方としても、厳しめの条件で大丈夫だ

から、そこよりも、甘めの条件だったら大丈夫だろうって思います。今そこが逆になっていて、甘めの条件だけで示されて大丈夫ですって言われて、厳しめの条件のときは、数値的なものとかデータを示されずに、多分大丈夫だと思いますとなっている。そこが気になったところなので、今後進める上で、そこを考えていただければと思います。

[会 長] はい、ありがとうございます。本日の審議の中でご意見ご質問は一応これで出たということで、これを今後ですね方法書、準備書の方で、できるだけ反映さしていただければというふうに思いますのでよろしく願いいたします。それでは、事業者の方はご退席していただいて結構ですので、皆さんありがとうございました。

[事業者] (退室)

[会 長] みなさんありがとうございました。本日、審議していただきました「尾張東部衛生組合ごみ処理施設整備事業」につきましては、今後、当審査会の答申を作成していくわけですが、答申までのスケジュールについて、事務局からご提案をお願いします。

[事務局] 尾張東部衛生組合ごみ処理施設整備事業に係る計画段階環境配慮書については、次回の審査会で答申を予定しておりますので、それまでのスケジュールについて提案させていただきます。本日の審査会の質問と回答をまとめ次第委員の皆さまにお送りしますので、それを踏まえ、加えてご意見等がございましたら年末のお忙しいところ恐縮ですが、12月25日(木)までにご連絡いただきたいと思っております。本日欠席されている委員の方にも意見を伺いながら、「答申(事務局原案)」を作成し、1月中旬を目途に委員の皆さまにメールで送付したいと考えております。委員の皆さまからのご意見を踏まえ「答申(案)」を作成し、次回審査会でお示しさせていただきますので、ご審議を経て、答申をいただくという流れにしたいと考えておりますが、いかがでしょうか。

[会 長] ただ今、事務局のご提案のとおりでよろしいかと思っておりますが、いかがでしょうか。

[会 長] それでは、そのようお願いします。事務局から他に何かございますか。

[事務局] 本日はありがとうございました。次回の審査会でございますが、年明けの1月20日(火)午前10時より、本日と同じ、市役所東庁舎5階の大会議室で開催させていただきます。開催通知は改めてお送りさせていただきます。よろしく願いいたします。

[会 長] それでは、これもちまして本日の審査会を終了します。ありがとうございました。